スポーツボランティア定着に向けた初心者向けボランティア研修・交流会

開催業務委託基本仕様書

1　事業目的

アジア・アジアパラ競技大会のレガシーとして、同大会に参加したボランティア等が、引き続きスポーツボランティアの募集に係る情報を入手できる環境を整備することで、本県におけるスポーツボランティアの定着を目指す。

2　業務内容

愛知県スポーツ局スポーツ振興課が運営する、スポーツボランティア向け公式LINE「愛知県スポーツボランティア」の新規登録者を確保し、県内で活躍するスポーツボランティアの充実を図るため、ボランティア初心者研修を開催する。また、当該LINE登録者の継続した活動を促すため、ボランティア間の繋がりを深めるとともに、経験の共有を図り、ボランティアの質の向上につながる交流会を開催する。

【実施予定時期】

2027年２月～３月

【実施回数】

１回

【実施時間】

３時間程度

【対象者】

スポーツボランティアに興味がある者（学生、あいちスポーツコミッション会員を含む）

【参加者数】

50名～80名程度

以下の（1）～（6）に掲げる業務について必要な事務を行うこと。

(1)　初心者研修・交流会内容の構築

○　スポーツボランティアに係る基礎知識を学べる内容とすること。

○　スポーツボランティア活動の事例紹介を行うこと。

※　アジア・アジアパラ競技大会及びその他のスポーツイベントに実際に参加したスポーツボランティアの事例紹介

※　スポーツボランティアだけでなく、スポーツボランティアに関わる、イベント主催者、スポーツ選手、コーディネーター等、違う視点からの内容も含めること。

※　活動紹介の後、講師と参加者が直接交流できる場を設けること。

【留意事項】

※　パラスポーツに関する内容も含めること。

※　「愛知県スポーツボランティア」のLINEの紹介・登録促進を行うこと。

※　初心者研修・交流会の最後に、名刺交換の時間を設けること。

(2)　講師の選定・調整

○　上記（1）の講演テーマに適任な講師を選定すること。

○　県も交えて、決定した講師との事前打合せを２～３回行い、講演内容等についてすり合わせを行うこと。事前打合せは、オンラインでの開催も認める。

○　講師との連絡を行い、講師の日程や講演資料の調整、講師への旅費及び謝金の支払いを行うこと。講演資料については、事前に県の確認を行うこと。

(3)　会場の選定・調整

○　アクセスがよく、100 名程度収容可能な会場を選定すること。

○　会場は１日使用できるようにすること（夜間を除く）。

○　県も交えて事前に会場の下見を行い、会場の設備や機器の利用方法等を確認すること。

○　会場使用料及び会場機器の利用料等の支払いを行うこと。

(4)　参加者の募集

○　参加者募集のためのチラシを作成し、仕分・配送すること。

※チラシの作成については、校正を２回行うこと。

※配送先については、県と調整すること。

○　募集期間を１か月程度設け、受託者の有するネットワークを活用し、プロモーションを行うこと。

【留意事項】

※　参加者の取りまとめ（当日の名簿、名札等の作成を含める）については、県が行うこととする。

※　募集の開始にあたっては、県が別途、あいちスポーツコミッションの会員へ周知するため、県と調整を行うこと。

(5)　会場設営・当日の運営

○　会場の設営、受付（資料等の配布を含む)、司会進行等の一切の運営を行うこと。

○　本会の参加者に次年度以降の研修等の参考とするため、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケートの内容については、県と協議の上決定すること。

(6)　報告書作成業務

○　初心者研修・交流会の内容や参加者アンケート結果等をとりまとめた報告書を作成すること。

３　成果物

(1)　作成する成果物

○　報告書（Ａ４判・縦）　３部

○　上記の電子データ　１式

○　その他、県が指示したもの

※　電子データは県が指定する形式で作成すること。

(2)　納入場所
　　愛知県スポーツ局スポーツ振興課
(3)　納入期限
　　2027 年３月 25 日

4　委託料の支払い
　原則、精算払いとする。

5　留意事項
○　委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を１名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
○　本委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。
○　本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
○　本委託業務の実施にあたり、個人情報、企業情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
○　本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
○　受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
○　納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
○　業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
○　受託者は、事業完了後５年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
○　本委託業務に係る県又は関係機関による監査、検査等が行われる場合は協力すること。
○　天災等の影響により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
○　契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
○　その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。